

開示項目一覧

本冊子は協同組合による金融事業に関する法律第6条で準用する銀行法第21条に基づいて作成したディスクロージャー資料(業務及び財産の状況に関する説明書類)です。各開示項目は、以下のページに掲載しています。

●概況及び組織に関する事項

	掲載頁
1 事業方針(経営理念)	1
*2 事業の組織	16
*3 理事及び監事の氏名及び役職名	16
*4 事務所の名称及び所在地	18
*5 当組合を所属信用協同組合とする信用協同組合代理業者に関する事項	該当しません
6 営業区域	18
7 自動機器の設置状況	18
8 子会社	該当しません

●主要な事業の内容

*9 預金・融資・サービス業務等の内容	11～13
---------------------------	-------

●事業に関する事項

*10 直近事業年度の事業概況	5～6
主要な事業状況を示す指標(5年間)	
*11 経常収益	23
*12 経常利益(経常損失)	23
*13 当期純利益(当期純損失)	23
*14 出資総額	23
*15 出資総口数	23
*16 純資産額	23
*17 総資産額	23
*18 預金積金残高	23
*19 貸出金残高	23
*20 有価証券残高	23
*21 単体自己資本比率	23
*22 出資に対する配当金	23
23 組合員数	23
*24 職員数	23

主要な業務状況を示す指標(2年間)

*25 業務粗利益及び業務粗利益率	24
*26 資金運用収支、役員取引等収支及びその他業務収支	24
*27 業務純益、実質業務純益、コア業務純益及びコア業務純益(投資信託解約損益を除く。)	24
28 経費の内訳	25
*29 資金運用勘定並びに資金調達勘定の平均残高、利息、利回り及び資金利鞘(総資金利鞘)	24～25
*30 受取利息及び支払利息の増減	25
*31 総資産経常利益率	23
*32 総資産当期純利益率	23

預金に関する指標(2年間)

*33 流動性預金、定期性預金、譲渡性預金その他の預金の平均残高	27
*34 固定金利定期預金、変動金利定期預金及びその他の区分ごとの定期預金の残高	27

貸出金に関する指標(2年間)

*35 手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形の平均残高	27
*36 固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残高	27
*37 担保の種類別(預金積金、有価証券、動産、不動産、保証及び信用の区分)の貸出金残高及び債務保証見返額	25
*38 使途別(設備資金及び運転資金の区分)の貸出金残高	27
*39 業種別の貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合	26
*40 預貸率の期末値及び期中平均値	23
41 消費者ローン・住宅ローン残高	28

有価証券に関する指標(2年間)

	掲載頁
*42 商品有価証券の種類別(商品国債、商品地方債、商品政府保証債及びその他の商品有価証券の区分)の平均残高	該当しません
*43 有価証券の種類別(国債、地方債、社債、株式、その他の証券)の残存期間別の残高	30
*44 有価証券の種類別(国債、地方債、社債、株式、その他の証券)の平均残高	30
*45 預証率の期末値及び期中平均値	23

●事業の運営に関する事項

*46 リスク管理の体制	7～8
*47 法令遵守の体制	9
*48 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組み状況	41
*49 苦情処理措置及び紛争解決措置の内容	14

●財産の状況に関する事項(2年間)

*50 貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書(又は損失金処分計算書)	19～22
*51 協金法開示債権(リスク管理債権)及び金融再生法開示債権の保全・引当状況	29
(1) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権	
(2) 危険債権	
(3) 要管理債権	
(4) 三月以上延滞債権	
(5) 貸出条件緩和債権	
(6) 正常債権	
*52 自己資本の充実状況について	31～40
次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益	
*53 有価証券	30
*54 金銭の信託	該当しません
*55 デリバティブ等商品	該当しません
*56 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	28
*57 貸出金償却の額	28
*58 法定(協金法第5条の8第3項)の会計監査人の監査	23
59 代表理事の財務諸表の適正性、内部監査の有効性についての確認書	23

●その他

60 沿革・歩み	17
61 トピックス	3
62 社会貢献活動等	4
63 人事教育・福利厚生	17
64 総代会のしくみ	15～16
65 報酬体系について	28
66 経営者保証に関するガイドラインへの対応	10

(注)

*印は、協同組合による金融事業に関する法律施行規則第69条に定められた法定開示項目です。
#印は、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則第6条に定められた法定開示項目です。